

各 幕 僚 長
統合幕僚会議事務局長 殿
各 附 属 機 関 の 長

防 衛 事 務 次 官

車両無事故表彰の取扱いについて（通達）

表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）に基づき、車両操縦無事故により職員の表彰を行なう場合は、下記要領により行なわれたい。

記

- 1 無事故運転手を表彰する場合には、次の各号に該当する者のうちから選考するものとする。
 - (1) 在職年数が1年以上であること。
 - (2) 基準走行距離が20,000キロメートル以上あること。
 - (3) 平素の勤務成績が良好であること。
- 2 無事故運転手の意義及び事故認定の基準
 - (1) 無事故運転手の意義
無事故運転手とは、表彰権者が、その者の操縦する自動車について、その者の過失、怠慢、不注意等により、殺傷、衝突、接触、転覆、転落、火災、その他損害を発生した事故及び交通違反のないものと認めた運転手をいう。
 - (2) 事故認定の基準
 - イ 事故の種別、発生の状態、損害の軽重にかかわらず、軽微なものといえども事故に含むものとする。また、損害を伴わないものも、運転技術上の過失にもとづくものはこれに該当する。
 - ロ 自動車の整備に欠陥のあった場合、相手側に相当の過失が認められる場合等も不可抗力のもの以外は事故に含むものとする。
 - ハ 交通違反とは、交通法令の違反をいう。

ニ 前各号のほか、細部の基準は次の表による。

細 部 基 準	
事 故	殺傷 軽微な傷害を含む。 衝突 側面からの衝突及び被追突並びに停車中前車の後退により衝突された場合等においてもとるべき処置が不備であつたときは事故を含む。 接触 建造物（電柱を含む。）等との接触により自動車又は物件に軽微な損傷を生じた場合を含む。 転覆、転落 自動車の故障個所の発生等によつて生じた場合を含む。 火災 軽微なものを含む。 その他 自動車の整備、手入不良により自動車を損傷させた場合等
交 通 違 反	1 速度違反 2 酩酊運転 3 無免許、無許可運転 4 無許可人員貨物輸送 5 自動車放置 6 駐車違反 7 信号無視 8 その他交通法規違反

3 走行距離数の換算

走行距離数の算定にあつては、乗用車（ジープ等を含む。）については、走行距離1キロメートル、トラックについては0.75キロメートル、その他の自動車については0.5キロメートルをもつてそれぞれ基準走行距離1キロメートルとする。

4 表彰の種類

表彰権者は、基準走行距離数20,000キロメートル以上の車両無事故操縦手に対しては、無事故を確認のうえ第5級賞詞を、40,000キロメートル以上の車両無事故操縦手に対しては、無事故を確認のうえ第4級賞詞を授与することができるものとする。

なお、次発人事第97号（32.9.26）「防衛庁記念日において実施する表彰の取扱について」は、廃止する。